

一般社団法人 日本介護支援専門員協会 入会金・会費規約

(目 的)

第1条 この規約は、一般社団法人 日本介護支援専門員協会定款第11条の規定に基づく入会金及び会費・賛助会費の額について必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 入会をする者が申請の際に納付すべき入会金の額は、下に掲げる金額とする。

- (1) 正会員 1,000 円
- (2) 賛助会員 個人の場合のみ 2,000 円
- (3) 名誉会員 なし

2 退会者（資格喪失者を含む）が再度入会をする場合、新規入会と同様に扱い、入会金を徴収する。

(会 費)

第3条 会員が納付すべき会費の額は、下に掲げる金額とする。

- (1) 正会員 年額 5,000 円
- (2) 賛助会員
 - ①個人の場合 年額 5,000 円
 - ②団体の場合 年額 30,000 円
(何口でも可)
- (3) 名誉会員 年額 なし

(入会金及び会費の減免)

第4条 特段の事由により、理事会で別に定める基準により、会費及び入会金を減免することができる。

(改 正)

第5条 この規約の改正は、社員総会の決議による。

附 則

- 1 この規約は、平成21年12月4日から施行する。
- 2 この規約の一部改正は、平成23年6月26日から施行する。
- 3 この規約の一部改正は、平成25年3月8日から施行する。
- 4 この規約の一部改正は、平成30年6月30日から施行する。